

情報セキュリティ方針

特定非営利活動法人鹿児島インフアーメーション(以下「当NPO」という)は、鹿児島県でのIT普及を目的とした各種サービスを提供している。当NPOとしての情報セキュリティの内部統制及び情報セキュリティマネジメントに関する責務は、当NPOの重要な使命として位置付けている。

当NPOは、当NPOが管理する情報資産を守り、当NPOが行うサービスの機密性、完全性、可用性を確保するための情報セキュリティ方針を定める。当NPOの役員・職員はこの情報セキュリティ方針を遵守し、その維持、向上に努めなければならない。

1. 適用範囲

当NPOのサービスを構成する情報・技術的資産・人的資産・物理的資産を適用範囲とする。当NPOの推進組織、関連する利害関係者とセキュリティ上の役割・責任を明確にして、情報セキュリティの確立・向上及び継続的な改善を行う。

2. 目的

情報資産の機密性及び可用性を重視し、提供サービスの完全性及び可用性が損なわれないよう情報セキュリティの向上を目指す。

3. 法令遵守と監査・評価

当NPOは、不正競争防止法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、著作権法、知的財産基本法、特定非営利活動促進法、刑法等の法令等並びに各種外部との契約を遵守する。

4. 情報セキュリティ組織と教育

情報セキュリティ要求事項の審議及び対策の企画・実施・評価を行うために情報セキュリティ管理責任者及び情報セキュリティ事務局を設置する。情報セキュリティ管理責任者は、情報セキュリティについて、統括責任者に上申して決定を仰ぐものとする。また内部監査責任者を任命し、定期監査により各種法令、情報セキュリティ方針、各種規程・手順の遵守状況を確認し、運用に反映することで情報セキュリティの継続的改善に努めるものとする。

当NPOの役員・職員に対しては、情報セキュリティの教育、訓練を定期的実施し、セキュリティに対する意識を高めるものとする。

5. リスクアセスメント

業務遂行上必要な情報資産の洗い出しを行い、情報資産の特性に合わせて適切に分類、アセスメント、保護・管理することに務める。情報資産の脅威と脆弱性、事業上の要求事項、法的要求事項への対応も識別する。また、事業継続の安定化と利用者の満足を確実なものとする。

6. 継続的改善

当NPOは、上記1~5の取り組みを定期的に見直し、その結果に応じて適切な対策を講じることで、継続的な改善に努める。

以上

制定日 2015年6月20日

特定非営利活動法人鹿児島インフアーメーション 理事長